

ビルメンテナンス業における人力運搬機を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	13～ 14	28階廊下でリネンカートを運搬中、カーブを曲がりきれず、客室前の壁とリネンカートとの間に左手を挟み、人差し指・中指・薬指がひどく腫れた。	63	50 ～ 99
2	17～18	地下1階のバックヤードを移動中、キャスター付ハンガーラックに足を引っ掛けて転倒し、転倒した際に右肩を強打し、骨折と診断された。	76	100 ～ 299
2	7～8	幹線道路側道花壇へ、清掃場所移動中、自転車にて接触し左足を負傷した。	68	100 ～ 299
4	23～ 24	駅のゴミを回収し、台車でゴミ集積場へ運び、ゴミを集積場でおろし、出入口にて空台車をバックさせる際、足をふんばり力を入れたところ、左足の脛に激痛が走った。	48	100 ～ 299
4	7～8	職場Aから職場Bへ向かう途中、事故現場にて前方の歩行者2名を避けようと左側に寄った際、対向自転車のハンドルが接触し、バランスを崩し左側の壁に接触し、右側に転倒した際に右膝を強打した。	66	300 ～ 499
5	9～ 10	4階リネン室前通路に置いて、客室清掃の業務中、リネン類を積載した台車（長さ約120cm、幅約60cm、高さ約150cm、金属製、積載物積込約100kg）の向きを変えようと支柱を掴んで引っ張った。その際、台車のバランスが崩れ、台車が体の上に倒れこんできて下敷きになり、腰部分を負傷した。	61	30 ～ 49
		当社現場において、オープン時の作業としてミールを黒カートを使用して搬送し、		500

5	7～8	パントリーへ戻る際カートのキャスターの調子が悪く思った方向に進まず、進行方向に行くため足に力を入れた時、誤って足を捻ってしまい負傷した。	56	～ 999
6	7～8	当社請負先グラウンド施設の巡回中、放置してあるリアカーを片付けようとして、リアカーを押す体勢で全長2m近い階段を下ろうとした際、階段途中にある踊り場手前で滑り落ち、踊り場で逆さに倒れたリアカーの荷台角部に顔面を強打し、左膝他も受傷した。	63	～ 499 300
7	7・8	出勤時、合同庁舎の駐輪場で自転車を止めて降りようとしたときに、自転車とともに左側に倒れ、腰を打ちつけた。	66	～ 499 300
7	19・20	水産作業室にて4段カートを洗浄後、水切りするために床に倒していた。冷蔵庫に収納するために立てたが、車輪全てが床に着く前に手を離れた事によりカートが倒れ右足の小指辺りに当たり第5末節骨を骨折した。	45	～ 299 100
7	10・11	スライドラック式の駐輪場の奥の清掃作業中、掃き掃除をしている最中に顔を上げたところ自転車のハンドルがあり、右目の眼球部分をぶつけ虹彩と角膜を損傷した。	72	～ 499 300
7	9～ 10	13F客室備品庫にて、アメニティの補充を行うため、アメニティを廊下に置いていた台車へ持って行くとき、足元の箱に躓いてしまい、前のめりに倒れた。その際に、持っていたアメニティで胸を強打した。	41	～ 999 500
7	11～ 12	ゴミを運搬する為、サービスカウンター内の台車を取りに行った際、畳んである台車に左足を掛け、持ち手を引き上げようとしたときに、台車が動いてバランスを崩し、右側へ転倒し、右手と右腰を床につき打撲した。	68	～ 499 300
7	15～ 16	巡回清掃中、小学5～6年生くらいの男の子がカートを押して走ってきたので、避けたつもりが避けきれず、カートが左足の小指に接触した。そのまま勤務したが、痛みが出てきたため受診したところ、ヒビが入っており、全治3週間との診断を受けた。固定されているので歩くのに支障はないと思い、翌日以後も勤務を続けた。その後、痛みが強く、再度受診したところ、骨折していると診断された。	69	～ 99 50
	13～	清掃作業中、ゴミカートの中にあるゴミを取ろうとして手を伸ばしたところ、お腹		500

9	14	にカートのふちがあたり、体の左側を打った。	68	～ 999
9	15～ 16	5階給湯室に於いて、事務所ゴミの段ボールをゴミカート車で指定場所に運搬し、ゴミカート車を元の場所（給湯室）に戻した後、ゴミカート車の車輪に足をひっかけ転倒した。	45	1～ 9
10	14～ 15	後片づけのあと、7階のリネン庫にカートを入れる際にカートで右足親指を引いてしまった。内出血して青くなっていたがそのまま放置した。勤務後履いていた靴下が血だらけになり、爪が半分浮いた状態になった。	42	30 ～ 49
11	10～ 11	ゴミ置き場で床に座りゴミ袋をたたむ作業をしていた時に、隣で作業をしていた清掃員が後方よりゴミ回収業者のカートが近付いていることに気付き声を掛けた。しかし避けようとした際に腰を捻り、避けきれずカートが腰にぶつかった。	60	10 ～ 29
11	16～ 17	支店所属の現場、1階用具倉庫周辺において、清掃業務終了後、清掃カートを拭き上げし、カートタイヤのストッパーを左手で解除した際、解除のペダルを上げたつもりが反動で戻り、左手薬指をペダルで挟み負傷した。負傷日からしばらく痛みを我慢していたが、痛みが治まらないので早退し、受診した。	58	100 ～ 299
11	11～ 12	給食の配膳の為に、台車を移動させている際、エレベーター入口の壁と台車の間に腕を挟んだ。	59	100 ～ 299
11	16～ 17	勤務マンションの1階ゴミ置き場にて、ダストカートで収集したゴミを置き、マンション内へ戻る際に、突風が吹いてダストカートが動いた。そのダストカートを止めようとした際に足が滑り、両足が広がった状態となった。当時は痛みを感じていなかったが、日に日に痛みを感じるようになり、病院を受診した。	64	50 ～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html